# 宇土市公共交通マップ作成業務委託仕様書(案)

# 1 業務名

宇土市公共交通マップ作成業務委託

## 2 業務の目的

宇土市の地域公共交通においては、利用者減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少の影響を受けており、今後更なる本格的な人口減少・高齢社会の到来に伴い、その影響はますます増大することが見込まれている。

この地域公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえると、利用者の利用実態を踏まえた、市民の 生活交通手段の確保及びまちの賑わいをもたらす公共交通の確保を進めていくため、市の理想及 び将来の在り方を定めた公共交通網の形成に関する計画の策定が必要である。

本業務は、地域公共交通活性化再生法(以下、「法」という。)の規定に基づき、「宇土市地域公共交通計画(以下、「公共交通計画」という。)」を策定することとし、その作成に当たって収集した情報を基に、公共交通マップの作成を行う。

#### 3 契約期間

契約日から令和4年1月31日まで

### 4 業務内容

(1) 公共交通マップの企画

公共交通マップのデザイン、レイアウトを検討する。掲載内容としては、公共交通機関に関するもののほか、主要な施設(公共施設、商業施設、観光施設等)も反映するものとする。

(2) 公共交通マップの原稿作成

公共交通計画の作成に当たり収集、整理した情報を基に、マップの原稿を作成する。作成時には、地域公共交通活性化協議会の意見の反映や、交通事業者との協議を行い、助言やチェックを受ける。

また, 適宜文字校正, 色校正等を行うこと。

(3) 定期的な更新のための方策

将来的な路線などの変更に対応できるよう, 定期的に情報変更し印刷可能な仕組みを構築すること。

#### 5 成果品

- (1)業務報告書,調査資料等の参考資料一式
- (2) 宇土市公共交通マップ(フルカラー印刷) 7,500部
- (3) 上記(1)~(2)の電子データー式

※電子媒体については、PDF 及び加工可能なデータ(Word, Excel, イラストレーター等)で作成したもの。

# 6 契約について

契約日は、令和3年6月上旬以降とし、県等の補助金交付決定後に契約を交わすこととする。

# 7 支払方法

業務完了後、県等から本協議会に充てた補助金入金後に一括払いとする。なお、前金払いは行わない。